

# 第74期新規登録弁護士対象

## 第74期独立開業支援チューター制度の御案内

日本弁護士連合会では、第74期新規登録弁護士であって、既存の法律事務所に入所せずに即時に新規の法律事務所を開設した弁護士（即時独立弁護士）及びこれに準じる弁護士の中で、希望者に対してチューター弁護士を配置し、弁護士として活動する上で一般的なアドバイス等を行うチューター制度を実施しています。

独立に伴う不安は、独立した弁護士であれば誰もが感じるものです。中でも、即時に、あるいは早期に独立する場合は、不安感はより大きなものとなるでしょう。そのような不安を少しでも和らげ、一人で悩まずに活動してもらえるよう本制度を実施していますので、是非利用を御検討ください。

チューター弁護士が、初歩的な質問や他では聞きづらい実務の疑問などにお答えし、即時独立弁護士の皆さんをサポートします。

■ **対象者** ■ 第74期新規登録弁護士で、即時・早期独立開業弁護士及び事務所内独立採算弁護士（いわゆる「ノキ弁」）等これに準じる弁護士として若手弁護士サポートセンターが利用を許可する者を利用対象者とします。ただし、本制度の利用を希望する弁護士が所属する弁護士会に同様の制度がある場合には、原則として所属弁護士会の制度の利用をお願いしております。

■ **支援弁護士（チューター）** ■ 日弁連若手弁護士サポートセンターの委員・幹事 ほか

■ **利用期間** ■ 弁護士登録後、原則として1年間を予定しています。

### ■ 具体的内容 ■

#### ① 身近で気軽に相談できる存在です！

弁護士として活動していく上で、事件処理、依頼者との関係、事務所の運営方法等についてちょっとした疑問が出てきたけれど、同期の弁護士に聞いても分からない、修習でお世話になった指導担当弁護士や研修所の教官には聞きづらい、そのような質問について、チューター弁護士が先輩弁護士の立場から答えてくれます。

チューター弁護士は、弁護士登録後5年～10年程度の弁護士が中心となりますので、お気軽にご相談ください。

#### 利用者の声

一人で相談者や事件に向かっていると分からないことばかりです。自分の名前で仕事をする以上責任を持つのは自分ですから、不安になったときに気軽に相談できるチューターの先生方の存在は大変ありがたいです。経験不足であることを自覚し、責任を持てる仕事をし、依頼者に応えるためにも、即時独立・早期独立をお考えの方はチューター制度を利用するべきと思います。（A 弁護士）

## ② 利用弁護士1名に対してチューター弁護士2名という充実した支援態勢

「一人のチューター弁護士では相性が合うか心配です」、「チューター弁護士が答えにくい様子だったので、もう一人に聞いてみたいのですが…」、そのような不安を解消するために、利用弁護士1名に対して2名のチューター弁護士が担当します。

## ③ 事件処理等の一般的なアドバイス

「内容証明郵便のタイトルの付け方が分かりません」、「離婚訴訟は、離婚調停のように本人が同席しないといけないのですか」、「当番弁護士の出勤に際して、警察署に持参していくべき物がありますか」、「クレサラ事件の受任通知の書面はどこに送ればよいのでしょうか」など、事件処理に関する初歩的・基本的な質問に対して、チューター弁護士がアドバイスします。その他、依頼者との関係や弁護士職務基本規程上の問題、さらには事務所運営に関する問題についても、チューター弁護士が可能な範囲でアドバイスします。

### 利用者の声

イソ弁であればボスや先輩弁護士に聞くことができるような些細なことでも、聞く方がいないと、とても悩みます。文献などに出ていないような、または出ていないことに気付かないような事柄についてスピーディかつ的確なアドバイスをいただいております。とても助かっております。(B弁護士)

## ④ 電話、FAX、メールによる相談

チューター弁護士への相談方法は、電話、FAX、メールなど、様々な連絡手段があります。また、日弁連では独立開業支援メーリングリストを開設していますので、是非御利用ください。

### 利用者の声

メーリングリストは同じような立場の先生方がどのようなことで悩んでいるか、その悩みについてチューターの先生がどのようなアドバイスをなさるかについて、情報の共有ができ、非常に参考になっております。(B弁護士)

## ■ 本制度の利用方法 ■

### ① 実施要領を必ず御確認の上、申込用紙に必要事項を記入し、

日弁連業務第一課宛てにファクシミリ（03-3580-9888）にてお申込みください。なお、以下のWebフォームからのお申込みも可能です。

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/74thtutor/jfba/>



### ② 日弁連若手弁護士サポートセンターが、担当するチューター弁護士を2名選定します。

### ③ 日弁連事務局から申込者に対して選定したチューター弁護士を御紹介します。

※ チューター弁護士の人数に限りがあるため、御希望に添えない場合がありますので、あらかじめ御了解ください。

※ 本制度を御利用いただいた方に、利用期間終了後、日弁連若手弁護士サポートセンターが刊行している「即時・早期独立経験談集」の執筆をお願いさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

## ■ 本制度に関する問い合わせ先 ■

日本弁護士連合会 業務部 業務第一課 TEL:03-3580-9331 (直)

# 申 込 用 紙

別紙の実施要領に同意の上、第74期独立開業支援チューター制度に申し込みます。

年 月 日

氏 名	
登録番号	
所属弁護士会	弁護士会
開業地域	
連絡先	TEL: FAX: E-mail:
チューター制度の利用に 関して特に要望する事項	

## ▼ 個人情報の第三者提供について（申込者全員）

担当チューター弁護士に対し上記の個人情報を提供することにつき同意します。

（↑同意いただける場合はチェックしてください。同意いただけない場合、チューター弁護士を配置することができません。）

## ▼ 事務所内独立採算弁護士（いわゆる「ノキ弁」）の方

本制度の利用について所属事務所の所長やそれに準じる方の同意を得ています。

（↑同意いただける場合はチェックしてください。同意は本制度の利用条件ではありませんが、念のため同意を得ておくことをお勧めします。）

## ★ お申し込みいただく皆様へお願い ★ ～ 必ずお読みください ～

本制度の利用終了後に、若手弁護士サポートセンターが刊行している「即時・早期独立経験談集」の執筆をお願いする場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

申込用 F A X 番号：03-3580-9888（日弁連業務第一課宛て）

御提供いただいた個人情報は日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。また、この個人情報は、チューター制度利用者に対して適切な指導及びアドバイスを行うこと並びにチューター制度利用者及びチューター弁護士等関係者への連絡以外には使用いたしません。

## 第74期独立開業支援チューター制度 実施要領

### 1 制度の目的

第74期の即時・早期独立弁護士及び事務所内独立採算弁護士に対して、気軽に相談できるチューター弁護士を配置し、弁護士として活動する上で一般的なアドバイス等を行うことによって、支援を行うことを目的とする。

### 2 定義

この実施要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

#### ① 即時独立開業弁護士

弁護士登録後既存の法律事務所に入所せずに即時に新規の法律事務所を開設した弁護士。ただし、裁判官・検察官を経て新規に弁護士登録する者を除く。

#### ② 早期独立開業弁護士

弁護士登録後1年以内に既存の法律事務所への入所を経て、新規の法律事務所を開設した弁護士。

#### ③ 事務所内独立採算弁護士（いわゆる「ノキ弁」）

既存の法律事務所において執務スペースや設備利用は受けるものの給与の支払いは受けない等それに類似する形態で業務を遂行している弁護士。

#### ④ 開業支援協力弁護士

①、②及び③に準じる弁護士を支援するにふさわしい者として各弁護士会連合会から推薦されたチューター弁護士候補者。

#### ⑤ チューター弁護士

①、②及び③に準じる弁護士に対して、業務に関する初歩的及び基本的な事項について実際に指導・アドバイスを行う弁護士。

### 3 利用対象者

本制度の利用対象者は、第74期新規登録弁護士で、即時・早期独立開業弁護士及び事務所内独立採算弁護士等これに準じる弁護士として若手弁護士サポートセンターが利用を許可する者とする。ただし、本制度の利用を希望する弁護士が所属する弁護士会に同様の制度がある場合には、所属弁護士会の制度の利用を原則とする。

### 4 実施形態

- (1) 本制度の利用を許可された弁護士（以下「利用弁護士」という。）は、電話、ファクシミリ及び電子メール等の方法でチューター弁護士に質問し、それに対してチューター弁護士が指導及びアドバイスを行うものとする。
- (2) 質問及び相談の対象事項は、弁護士として活動するに当たって、初歩的・基本的な事項であり、原則としてチューター弁護士に一度確認すれば、以後は自らで処理・対応が可能となるものとする（具体的には、内容証明のタイトルの付け方や、当番弁護の際に持参しておくべき物、債務整理事件における一般的な解決方法、弁護士報酬の計算方法など、業務全般における基本的事項が挙げられる。）。

## 5 チューター弁護士の選定

- (1) チューター弁護士は、若手弁護士サポートセンター委員及び幹事並びに開業支援協力弁護士をもって充てるものとする。
- (2) チューター弁護士の選定は若手弁護士サポートセンターにおいて行うものとし、利用弁護士1名に対して原則として2名のチューター弁護士を配置する。

## 6 利用期間

利用期間は、原則として弁護士登録後1年間とする。

## 7 開業支援協力弁護士の任期

必要に応じて弁護士会連合会からの推薦を受けてチューター弁護士として任命し、任期は任命のときから制度利用者の利用期間満了までとする。

## 8 チューター弁護士の義務

チューター弁護士は、利用弁護士からの質問や相談等に対して真摯に対応する。

## 9 遵守事項

利用弁護士は、本制度の利用に当たって、その趣旨を理解し、以下の事項について了解の上、本制度を利用しなければならない。

- (1) チューター弁護士の業務に支障を来さないよう配慮すること。
- (2) チューター弁護士からの助言は一般的なアドバイスであり、個々の事件処理については自ら責任を持って判断し、チューター弁護士は一切の責任を負わないこと。

- (3) 内容や時間帯によっては、チューター弁護士が質問や相談に対応できないことがあること。
- (4) 質問や相談の内容に関して、自らの依頼者等との守秘義務の関係上、チューター弁護士への説明に際しては相当の配慮を行うこと。
- (5) 質問や相談を受けたチューター弁護士が、その内容につき他の弁護士に相談することが相当であると判断した場合、又は後進の新規登録弁護士にとって有用であるなどと判断した場合には、若手弁護士サポートセンター内で情報の共有がなされる可能性があること。

## 10 利用期間中の制度の終了、変更

利用期間中であっても、本制度を変更及び終了することがある。

(2022年4月制定)